

今治市村上水軍博物館
物産コーナー（喫茶コーナーを含む）
使用者募集要項

平成 31 年 1 月

今治市村上水軍博物館

目 次

1 募 集 の 目 的 1	12 応募に関する留意事項 5
2 募 集 対 象 施 設 1	13 使 用 者 選 考 審 査 5
3 募 集 提 案 内 容 1	14 使用許可について 6
4 使 用 期 間 1	15 運営開始後に業務の継続が 困難となった場合の措置 6
5 経費に関する事項 1	16 問 合 せ 先 6
6 営 業 日 及 び 時 間 2	募集対象施設の平面図 7
7 施設の設備及び備品 2	別添 施設の設備及び備品一覧表 8
8 施 設 の 使 用 責 任 2	提出書類 様式1 使用申込書 9
9 応 募 手 続 き 2	提出書類 様式2 管理運営事業計画書 . . . 10
10 応 募 参 加 資 格 3	提出書類 様式3 運営収支計画書 . . . 13
11 提 出 書 類 3	提出書類 様式4 誓約書 14
	提出書類 様式5 辞退届 15

今治市村上水軍博物館物産コーナー（喫茶コーナーを含む。）使用者募集要項

1 募集の目的

今治市村上水軍博物館は、村上水軍の歴史・文化の啓発・調査・研究や情報発信の拠点として、平成 16 年に設置された博物館法の規定により登録された博物館です。

また、平成 28 年 4 月には、「日本最大の海賊の本拠地：芸予諸島ーよみがえる村上海賊の記憶ー」が日本遺産に認定され、国内外から年間約 80,000 人が来館しています。

当館の 1 階には、物産コーナー（喫茶コーナーを含む。）が設置されており、博物館と一体的に広く「村上海賊」の情報を発信できる空間づくりを目指しています。

今回この物産コーナー（喫茶コーナーを含む。）を使用して、「村上海賊」の認知向上と合わせて、再び来館したくなるサービスを提供いただける事業者を募集し、今治市村上水軍博物館を拠点とした地域活性化を図ることを目的としています。

2 募集対象施設

- (1) 名 称 今治市村上水軍博物館物産コーナー（喫茶コーナーを含む。）
- (2) 所 在 地 今治市宮窪町宮窪 1285 番地
- (3) 開館時間 午前 9 時から午後 5 時まで
- (4) 休 館 日
 - ・月曜日（月曜日が、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日にあたる場合は、その日後において、その日に最も近い祝日法による休日でない日）
 - ・12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
 - ・展示替えなど運営上必要な日
- (5) 駐 車 場 当館駐車場利用可
- (6) 施設面積 92.65 m² ※別紙平面図参照
(物産コーナー 52.42 m²、喫茶コーナー 31.25 m²、共用部分 8.98 m²)

3 募集提案内容

当館以外では味わうことのできない軽飲食物や、村上水軍（村上海賊）のオリジナルグッズ等の販売を軸に、来館者に居心地がよいと感じてもらえるサービスを自由にご提案ください。

ただし、保健衛生上支障がある物品並びに酒類の販売はできません。

4 使用期間

2019 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで（2 年間）

5 経費に関する事項

(1) 施設使用料

使用者は、今治市村上水軍博物館条例第 9 条第 1 項に規定する「物産・喫茶コーナー」の施設使用料 月額 2 万円を基準額とし、これに使用者の提案により加算した額を月額使用料として、毎月今治市が指定する期日までに納付する必要があります。

(2) 保証金

使用者は、使用許可を受けることで生じるすべての債務を担保するための保証金として、5-（1）にある月額使用料の 3 か月分に相当する額を、選考された応募者へ通知と同封する納付書により、今治市が定める期日までに納付しなければなりません。

なお保証金は、債務不履行の際に当該使用料に充当することとし、使用期間満了後、使用者に返還いたします。ただし、返還する保証金には利子を付しません。

6 営業日及び時間

営業日は、２－（４）募集対象施設の休館日に示した休館日を除く開館日とし、また営業時間は、２－（５）募集対象施設の開館時間に示した時間とします。

7 施設の設備及び備品

添付「施設の設備及び備品一覧表」のとおり

8 施設の使用責任

使用者を起因とする事故・トラブルについては、使用者がその責を負うこととします。

9 応募手続き

（１）募集スケジュール

使用者決定までの募集スケジュールは、概ね次のとおりとします。

項 目	日 程
①募集要項・応募様式等の配布	2019年2月1日（金）～2月22日（金）
②応募書類の受付	2019年2月20日（水）～2月28日（木）
③使用者選考審査会	2019年3月4日（月）予定
④使用者選定の結果通知	2019年3月上旬
⑤使用許可証の交付	2019年3月上旬
⑥使用者による施設使用開始	2019年4月1日

（２）スケジュール項目ごとの詳細

①募集要項・応募様式等の配布

- 1) 配布期間：2019年2月1日（金）～2月22日（金）
- 2) 配布場所：今治市村上水軍博物館（休館日を除く開館時間内）
村上水軍博物館のホームページからダウンロードできます。
URL：<http://www.city.imabari.ehime.jp/bunka/suigun/>

②応募書類の受付

- 1) 受付期間：2019年2月20日（水）～2月28日（木）
- 2) 受付場所：今治市村上水軍博物館（休館日を除く開館時間内）へ持参。
もしくは郵送でも可としますが、受付期間内必着とします。

今治市村上水軍博物館
〒794-2203 今治市宮窪町宮窪 1285 番地

③使用者選考審査会

使用者の選考を使用者選考審査会で行います。（2019年3月4日午後2時開催予定）
開催場所は、今治市村上水軍博物館を予定しています。
応募者の方には出席いただき、提出された応募書類の内容について直接ヒアリングし、その上で審査委員が提案内容等を評価して、使用者を選定いたします。

④使用者選定の結果通知

使用者選考審査会の結果を、応募者の方すべてに通知いたします。
なお、使用者に選ばれた方には、結果通知書と合わせて、保証金の納付書を送付いたします

ので、今治市が指定する期日までに、保証金の納付をお願いいたします。

⑤使用許可証の交付

④の保証金納付を確認後、使用者の方に使用許可証を交付いたします。

⑥使用者による施設使用開始

⑤の使用許可証交付後、使用者の方は 2019 年 4 月 1 日までに運営準備を行い、2019 年 4 月 2 日（火）からの運営開始となります。

※使用許可証は、2019 年 4 月 1 日付で交付しますが、2019 年 4 月 1 日が月曜休館日となることから、実際の運営開始は 4 月 2 日（火）からとなります。

10 応募参加資格

応募資格は次のとおりとします。

①今治市在住の個人又は法人（法人格の有無は問わない）

②次のいずれにも該当しない者

- 1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、今治市における一般競争入札の資格を有しない者
- 2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により、更生または再生手続きをしている法人等
- 3) 市税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- 4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 5) 暴力団又は祖の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体。

③法人の役員（法人格を有しない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）が、次のいずれにも該当しない団体並びにいずれにも該当しない個人。

- 1) 成年被後見人又は被保佐人
- 2) 破産者で復権を得ない者
- 3) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- 4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第 32 条の 3 第 7 項、第 32 条の 11 第 1 項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条もしくは第 247 条の罪もしくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- 5) 暴力団の構成員

11 提出書類

応募される方は、次の書類を正本 1 部、副本 1 部（副本は複写可）の計 2 部提出してください。

なお、提出する書類は、原則として A 4 判で作成してください。

(提出書類一覧表)

書 類 名	備 考
①今治市村上水軍博物館物産コーナー (喫茶コーナーを含む。) 使用申込書	・ 様式 1
②今治市村上水軍博物館物産コーナー (喫茶コーナーを含む。) の管理運営に 関する事業計画書	・ 様式 2
③今治市村上水軍博物館物産コーナー (喫茶コーナーを含む。) の管理運営に 関する収支計画書	・ 様式 3
④法人登記事項証明書 (法務局) ※発行 1 ヶ月以内のもの	・ 法人格を有しない団体にあつては、代表者又は 管理者の住民票 (市市民課及び各支所住民サー ビス課) ※発行 1 ヶ月以内のもの ・ 個人にあつては住民票 (市市民課及び各支所住 民サービス課) ※発行 1 ヶ月以内のもの
⑤申請書を提出する日の属する事業年度 の前事業年度における法人の財産目 録、貸借対照表、事業報告書、収支決算 書 (損益計算書又はこれに相当する書 類) 及び利益処分計算書その他経営状況 を明らかにする書類	・ 法人格を有しない団体にあつては、これらに相 当する書類 ・ 個人にあつては、平成 30 年度の所得証明書 (市市民税課及び各支所住民サービス課)
⑥今治市税完納証明書	・ 市税全税目についての完納証明書 (市納税課及 び住民サービス課) ※発行 1 ヶ月以内のもの ・ 法人格を有しない団体にあつては、代表者又は 管理者のもの。(市納税課及び住民サービス 課) ※発行 1 ヶ月以内のもの
⑦消費税及び地方消費税について、未納 の税額がないことの証明書 (課税事業者)	・ 税務署長が発行する未納の税額がないことの証 明書 (国税通則法施行規則別紙第 7 号書式 (そ の 3 の 3)) ※発行 1 ヶ月以内のもの
⑧印鑑証明書	・ 法人の場合は、法務局発行の証明書 ・ 法人格を有しない団体は、代表者又は管理者の 印鑑証明書 (市市民課又は各支所住民サービス 課) ・ 個人の場合は、個人のもの (市市民課又は各支 所住民サービス課) ※いずれも発行 1 ヶ月以内のもの
⑨食品衛生責任者の資格を証明する書類 (写し)	・ 物産コーナー (喫茶コーナーを含む) で、軽飲 食物の提供を計画されている方
⑩誓約書 10 応募資格の②、③に係る欠格事項に 該当しない旨の誓約書	・ 様式 4

12 応募に関する留意事項

応募される方は、次の点に留意し応募するようにお願いします。

①応募の制限

応募は、1 団体（1 個人）につき、1 提案とします。同じ団体（個人）から複数の提案はできません。

②応募内容変更の禁止

提出された書類の内容は、市が要求する場合を除き、一切変更できません。

③虚偽の記載が認められた場合の取扱い

応募書類に虚偽の記載が認められたときは、失格とすることがあります。また許可後であっても虚偽が発覚した場合は、許可を取り消す場合があります。

④応募書類の取扱い

提出された応募書類によって市が知り得た情報は、応募者に無断で今治市村上水軍博物館物産コーナー（喫茶コーナーを含む）の使用に係る使用者選考、及びこれに関連した用務以外には使用しません。

ただし、今治市が使用者の公表などに必要な場合には、書類の全部又は一部を使用できることとします。

また、提出された応募書類は返却しません。

⑤応募の辞退

応募書類を提出した後、辞退する場合は、辞退届（様式 5）を提出してください。

⑥応募に関する費用

応募に関し発生する費用は、すべて応募者の負担となります。

13 選考について

使用者の選考は、使用者選考審査会が行います。

①審査するポイント

応募者から提出された書類をもとに、応募者から直接お話をお聞きし、今治市村上水軍博物館に相応しい空間創造を考慮した事業計画、また現実的な収支計画になっているかを審査します。

②評価項目

評価項目	
1	事業計画について
2	使用料について
3	収支計画について

14 使用許可について

使用者選考審査会による選考の結果、使用者として決定した方に使用許可証を交付します。ただし、使用許可の交付にあたっては、次の条件を付すこととなります。

- ①施設使用料等の前納
- ②権利譲渡の禁止
- ③使用に関する関係法令の遵守義務
- ④許可の取消し及び業務停止に関する事項
- ⑤許可期間終了後等の原状復旧義務
- ⑥その他市長が必要と認める事項

15 運営開始後に業務の継続が困難となった場合の措置

- ①使用者の責めに帰すべき事由による場合

使用者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、許可を取消し、市に生じた損害は使用者が賠償することとします。

- ②使用者の責めに帰すことのできない事由による場合

天災など使用者の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合、業務の継続の可否について双方で協議することとし、継続できないと判断したときは、許可を取り消すこととします。

16 問合せ先

今治市村上水軍博物館 住 所 〒794-2203
今治市宮窪町宮窪 1285 番地

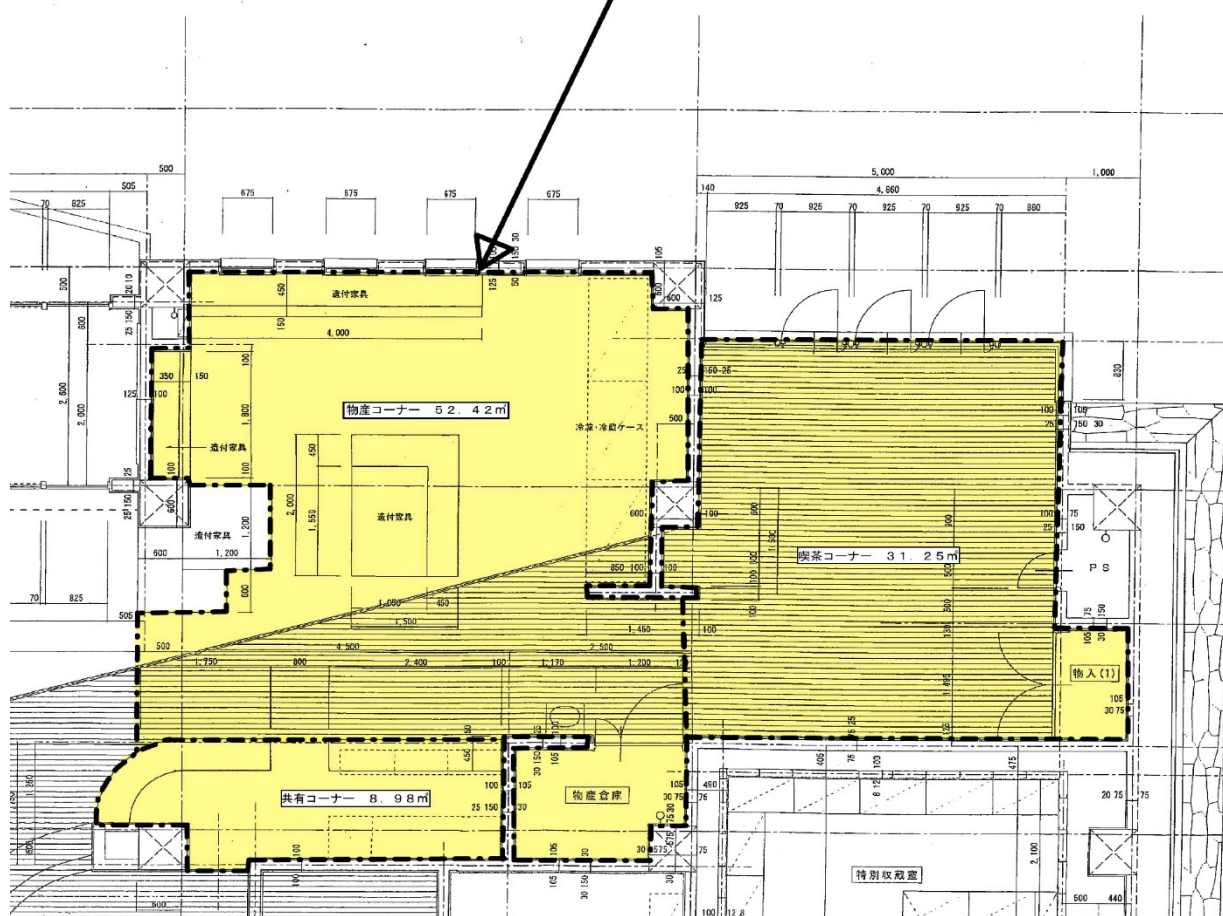
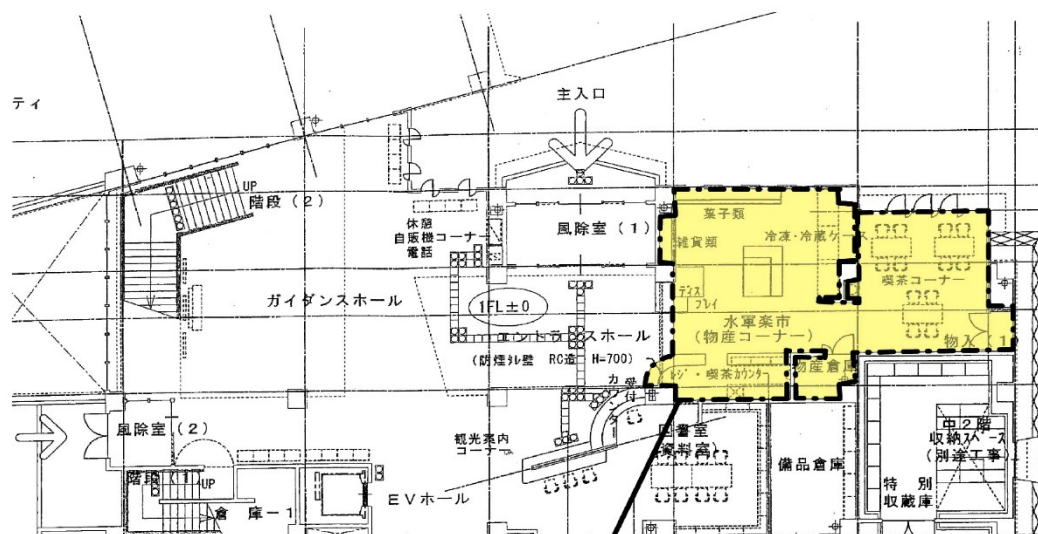
TEL 0897-74-1065

FAX 0897-74-1085

e-mail suigun@imabari-city.jp

ホームページ <http://www.city.imabari.ehime.jp/bunka/suigun/>

今治市村上水軍博物館物産コーナー（喫茶コーナーを含む）平面図



※図の斜線部分は板張りです。

別添 今治市村上水軍博物館物産コーナー（喫茶コーナーを含む）施設の設備及び備品一覧表

種別	品 目	規格・サイズ	数 量
物産コーナー 52.42 m ²			
備品	リーチインショーケース冷凍庫	W734×D780×H1900	1 台
	多段オープンショーケース冷蔵庫	W1219×D750×H1900	1 台
設備	備付家具	W1800×D350×H900	1 箇所
	〃	W4000×D450×H900	1 箇所
	〃	W1200×D1200×H900	1 箇所
	〃	W1800×D600×H500	1 箇所
	〃	W2000×D1500×H500	1 箇所
喫茶コーナー 31.25 m ²			
備品	丸机		3 台
	椅子		1 2 脚
共用部分（カウンター、調理場） 8.98 m ²			
備品	製氷機	W395×D450×H800	1 台
	コールドテーブル	W1200×D450×H800	1 台
	業務用電磁調理器	W300×D450×H115	1 台
	置き台	W600×D450×H800	1 台
	〃	W900×D450×H850	1 台
	〃	W600×D450×H800	1 台

設置年度：平成 16 年度

※施設内の設備・備品は無償で貸与します。

※設備・備品が使用期間中に故障、破損したときは、使用者が修繕することとします。

※使用者が必要な備品等を導入するときは、必ず市と事前協議をしてください。

※市は上表以外の備品、設備の提供はいたしません。

※市が貸与している備品、設備が不要となったときは、市に協議した後、市が撤去します。

※施設を使用する上で必要となる消耗品や清掃作業といった日常のメンテナンスの費用については、すべて使用者が負担することとします。

※今治市村上水軍博物館では、ガス機器の使用はできません。

(提出書類 様式1)

年 月 日

今治市教育委員会 様

応募者 所在地(住所)
事業所名
代表者名
連絡先(Tel)

印

今治市村上水軍博物館物産コーナー(喫茶コーナーを含む)使用申込書

今治市村上水軍博物館物産コーナー(喫茶コーナーを含む)を使用したいので、関係書類を添えて、使用申込書を提出いたします。

(提出書類 様式 2)

今治市村上水軍博物館物産コーナー（喫茶コーナーを含む）管理運営事業計画書

1 応募者の概要

①事業所名及び代表者名（個人の場合は、代表者名に氏名を記入すること）

事業所名	
代表者名	

②所在地／住所

〒

③連絡先

電話番号	
F A X 番号	
E-mail アドレス	
担当者氏名	

④類似施設の管理運営実績（実績がある場合のみ）

類似施設の名称	業種・内容等	所在地	営業時間

営業実績（過去 3 年間）

平成 28 年	円
平成 29 年	円
平成 30 年	円

従業員数（平成 30 年 12 月末現在）

人

2 今治市村上水軍博物館物産コーナー（喫茶コーナーを含む）管理運営計画

①運営方針

※運営に関する基本的な考え方（コンセプト、理念等）を記入してください。

②物産コーナー（喫茶コーナーを含む）の管理運営方法

※物産コーナー（喫茶コーナーを含む）で、貸与設備、備品等を活用した運営内容を具体的に記入してください（見取り図などの資料添付可）

③提供メニュー（販売グッズ等を含む）

品目	単価	補足説明
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

④従業員配置計画

※従業員の数、勤務体制等を記入してください。

⑤今治市村上水軍博物館をより魅力ある博物館にするための提案

⑥その他PRしたいことがあれば、自由にご記入ください。

(提出書類 様式3)

今治市村上水軍博物館物産コーナー（喫茶コーナーを含む）運営収支計画書

①施設使用料提示額（月額）

円

※条例に定める使用料月額 20,000 円以上

②収入見込額（月額）

	項 目	金額等	摘 要
A	売上単価（客1人当）	円	1人当たりの売上単価見込
B	来客者数	人	1日当たりの来客者数
C	営業日数	25 日	1月当りの平均営業日数
計	収入見込額（月額）	円	$A \times B \times C$

③支出見込額（月額）

	項 目	金 額	摘 要
A	施設使用料	円	①の施設使用料提示額（月額）
B	材料費（仕入）	円	1月当りの食材等仕入金額見込
C	人件費	円	1月当りの人件費
D	消耗品費等	円	1月当りの消耗品費
E	広告宣伝料	円	1月当りの広告宣伝料
F	その他経費	円	
計	支出見込額（月額）	円	$A + B + C + D + E + F$

④収益計算（月額）

収入見込額（月額） － 支出見込額（月額） ＝

--

 円

(提出書類 様式4)

誓 約 書

年 月 日

今治市長 様

応募者 住所(所在地)
事業所名
代表者名

印

今治市村上水軍博物館物産コーナー(喫茶コーナーを含む)使用者募集要項に記載された応募資格の欠格事項に該当しないことを誓約いたします。

(提出書類 様式5)

年 月 日

今治市長 様

応募者 住所(所在地)
事業所名
代表者名

印

辞 退 届

年 月 日付けで提出しました今治市村上水軍博物館物産コーナー（喫茶コーナーを含む）使用申込書については、下記理由により辞退いたします。

記

辞退理由